

議員提出第1号議案

足立区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年1月31日

提出者

足立区議会議員	針	谷	みきお
同	ぬ	かが	和子
同	は	たの	昭彦
同	浅	子	けい子
同	鈴	木	けんいち
同	西	の原	えみ子
同	山	中	ちえ子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

少人数学級の計画的な実施及び指導等の充実を図ることで学校教育の水準を維持し、もって教育課題の解決に資するため、本案を提出する。

## 足立区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職員の定義)

第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（足立区立小学校及び中学校の教員に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外の者をいう。

### (1週間の正規の勤務時間)

第3条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

### (正規の勤務時間の割振り)

第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るも

のとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条ただし書の規定により定められた週休日を除く。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

（週休日）

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

（週休日の振替等）

第6条 教育委員会は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、第4条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、職員に前項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 前項に規定する場合において、第1項の期間内にある勤務日の勤務時間のうち既に4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振っているときは、当該勤務日の勤務時間のうち3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日（既に勤務時間を割り振られている日を除

く。)に割り振ることができる。

(休憩時間)

第7条 教育委員会は、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な勤務時間を与えることができる。

3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

(超過勤務)

第8条 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、規則で定める場合に限り、これを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第10条第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者(第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第10条第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務

の制限)

第10条 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(休日)

第12条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条以降において同じ。）とする。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（3） 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、規則で定める日

第13条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。

（休日の代休日）

第14条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第4条又は第6条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者の当該年度の年次有給休暇の日数は、当該年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職

員としての当該年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、規則で定める。

3 教育委員会は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、教育委員会は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(病気休暇)

第16条 教育委員会は、職員が疾病又は負傷(規則で定める疾病又は負傷を除く。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むこ

とに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。）を承認するものとする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（介護時間）

第19条 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（管理監督職員に対する特例）

第20条 教育委員会は、管理又は監督の地位にある職員の勤務時間、休憩時間等については、第3条から第14条までの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（臨時職員に対する特例）

第21条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、教育委員会が定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

2 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「（区立認定こども園の園長及び教員に限る。）」を「（区立認定こども園の園長及び教員並びに区立小学校及び中学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員を除く。）に限る。）」に改める。

（足立区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 足立区職員の育児休業等に関する条例（平成4年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは足立区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成31年足立区条例第 号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。）第16条第1項」に、「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項」に改める。